

ベネシードクラブ会員規約

株式会社ベネシード

第1条（目的）

ベネシードクラブ（以下「本クラブ」といいます）は、サービス優待提携事業者、提携施設、加盟店等（以下、「提携先他」といいます）と提携してベネシード社の代理店であるディーラーおよびサブディーラー（以下「ディーラー」といいます）の福利厚生の実現をはかることを目的とします。

第2条（本規約の適用）

本規約は、株式会社ベネシード（以下「当社」といいます。）から、本クラブの入会資格を満たしたうえで、入会を承諾されたディーラーの代表者が、当社宛に入会申し込みを行い、本クラブに入会された会員に対し適用され、本サービス会員（以下「本会員」といいます）に対して提供する「優待サービス」（以下「本サービス」といいます）の基本的条件を定めるものです。

第3条（入会資格）

本クラブの入会資格は次の1)から3)までのすべての条件を満たす必要があります。

- 1) 当社とディーラー契約を締結中のディーラー（法人の代表または個人事業主）であること
- 2) 毎月のマーケットビジネス商品をメインストアにて定期購入していること
- 3) 本規約を承認のうえ、第7条に記載の遵守事項を遵守すること

第4条（本クラブのサービス）

当社とディーラー契約をされており、毎月のマーケットビジネス商品をメインストアにて定期購入しているディーラーの代表者個人が、本規約を承認のうえ、当社所定の方法で、本サービスの利用を申し込み、本サービスの利用を承諾された方を本会員といいます。

第5条（入会・登録手続き）

本クラブの目的に賛同し本規約を承認のうえ、当社所定の方法で入会申込みをされ、当社に承認された個人を登録会員として登録します。

第6条（年会費）

本会員は第3条の条件を満たしている限り、無料で本サービスを利用できます。

第7条（遵守事項）

会員は、以下の事項を必ず守ってください。

- 1) 当社のディーラー規約、本規約ならびに提携先他の利用規約、ガイドブック、ホームページ等記載のご利用方法と基本ルールを遵守すること
- 2) 本クラブのサービスの利用に際しては、提携先他の利用規定に従い、万一、提携先他に対して、故意または過失により損害を与えたとき、その損害を賠償すること
- 3) 当社の登録事項に変更が生じた場合、速やかに当社所定の方法で当社に届出を行うこと

4)本クラブのサービスを営利目的で使用しないこと

第8条（本サービスの一時停止、中止）

1. 当社もしくは提携先他は、サービスの運営に関し、必要と認める場合、両社の裁量において、本サービスの利用を制限することができます。
2. 両社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本会員に事前に通知することなく、また何ら責任を負うことなく本サービスの全部または一部の利用を中止または一時停止をすることができるものとします。
 - 1) 毎月のマーケットビジネス商品をメインストアにおいて定期購入で購入がない場合
 - 2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、本サービスの提供が通常どおりできなくなった場合
 - 3) 前号の他、当社が営業上または技術上やむを得ないと判断した場合
3. 本条に定める本サービスの運営の中止・中断により本会員が本サービスを利用できなかったことに関し、当社は何らの責任も負わないものとします。

第9条（免責事項）

1. 本サービスの利用により本会員が何らかの損害を被った場合、それが当社または提携先他の故意または重過失により発生したものでない限り、両社は当該損害を賠償する責任を負わないものとします。
2. 天災地変、原因不明のネットワーク障害等の不可抗力により生じた損害、予見可能性の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益を含む間接損害については、当社および提携先他は一切の責任を負わないものとします。

第10条（本サービスの変更、追加）

当社は、本会員の承諾を得ることなく、本サービスの全部または一部の変更または追加ができるものとします。

第11条（退会および会員資格の喪失等）

1. 本会員が本サービスの退会を希望する場合は、当社指定の総合案内(0800-1234-005)フリーコールに連絡をし、その旨を届け出るものとします。
2. 本会員が以下の各号のいずれかに該当した場合は、通知または催告なく本会員としての会員資格の取消し、本サービスの利用停止等の処置をとる場合があります。
 - 1) 本サービス会員資格を失った場合
 - 2) 本規約に違反した場合
 - 3) 当社会員規約または提携先他の定める会員登録の抹消条項に該当した場合
 - 4) 本規約第12条に定める個人情報の提供に関する同意を撤回した場合
 - 5) 法令に違反または公序良俗に反した場合
 - 6) 本サービスの利用が適当でないと当社または提携先他が判断した場合
 - 7) ベネシードディーラー契約を解約した場合
 - 8) 自らが暴力団対策法で定める暴力団員等の反社会的勢力であることが判明した場合、または同法で禁止する反社会的行為を行ったことが判明した場合

3. 事由の如何を問わず、本会員資格を喪失した場合においても、本サービス利用中に係る本会員の一切の債務はそれが履行されるまで消滅しません。
4. 優待サービスの利用は、本会員が会員資格を有する期間内とします。ただし、第8条2項に定める場合を除き、会員が会員資格を有する期間内に受け付けられた宿泊施設予約、および国内・海外旅行に限り会員資格失効後も利用可能とし、会員が提携先他との間で成立した契約についても、継続して有効となります。

第12条(個人情報)

1. 当社は、会員より届け出られたベネシードディーラーコード、ご登録の氏名・郵便番号・住所・電話番号(以下、併せて「個人情報」といいます)が、会員情報として自動登録されます。当社は当該会員情報を、別途定める「個人情報の取扱いについて」の下で厳に秘密として管理します。
2. 当社における個人情報の取り扱いについては、前項のほか、当社ホームページ(<https://www.beneseed.co.jp/policy/>)の[個人情報保護方針]の定めが適用されます。

第13条(権利の譲渡等)

本会員は、本会員としての地位、本規約に基づく権利義務の全部または一部について、第三者に譲渡、貸与または質入等の担保設定その他一切の処分を行ってはならないものとします。

第14条(規約の改定)

当社は、本規約の一部または全てをいつでも改定できるものとします。その場合、当社は、改定後の本規約をホームページに掲載することにより、本会員に改定をお知らせします。改定の効力は、ホームページへの掲載の完了時点で生じるものとします。

第15条(準拠法)

本規約の成立、効力、その他一切の事項に関しては、日本法が適用されるものとします。

第16条(紛議の解決)

本会員の「ベネシードクラブ優待サービス」の利用等に関して、各種提携先他との間に生じた紛議については、本会員と提携先他との間で解決するものとし、当社は一切責任を負いません。ただし、個々のサービスの利用に関して本会員と提携先他との間で紛争が発生した場合、可能な範囲で本会員と提携先他との間の紛争の解決に努めるものとします。

第17条(合意管轄)

本規約または本サービスに関する一切の訴訟については、大阪地方裁判所第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2018年1月1日施行